飼養施設の平面図作成上の注意

◎ 飼養施設の平面図には、次の設備等の配置を明記してください。

○ケージ等(動物の飼養又は保管のために使用するおり、かご、水槽等の設備)
○照明設備(営業時間が日中のみである場合などは除く)
○給水設備
○排水設備
○洗浄設備(飼養施設・設備・動物等を洗浄するための洗浄槽をいう)
○消毒設備(飼養施設・設備等を消毒するための消毒薬噴霧装置等をいう)
○汚物・残さ等の廃棄物の集積設備
○動物の死体の一時保管場所
○餌(えさ)の保管設備
○清掃設備
○空調設備(屋外施設を除く):開閉式の窓、換気扇、エアコン等
○遮光のため又は風雨を遮るための設備(ケージ等がすべて屋内にある場合などは除く)
○訓練場(飼養施設で訓練を行う訓練業に限る)
◎ 飼養施設が上記の設備等を備えていることが必要ですが、さらに次の基準に適合しないと認

められる場合は、登録することができませんのでご留意ください。

□ ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、
その侵入を防止できる構造であること。
□ 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい
構造であること。
□ 飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止するこ
とができる構造及び強度であること。
□ 飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の実施に必要な規模であること。
□ 飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること。
□ 構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切でないこと。
□ 飼養施設に備えるケージ等は次のとおりであること。
・耐水性で洗浄が容易な材質を用いていること。
・底面は、ふん尿等が漏えいしない構造であること。
・側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通す
ことのできる構造であること。(ただし、傷病動物等の場合は、この限りでない。)
・飼養施設の床等に固定する等、転倒を防止するための措置が講じられていること。
・動物によって容易に損壊されない構造及び強度であること。